

おける おける 「お発気制の後和

市街化調整区域は、原則として開発行為(建築物等を建てるために行う宅地の造成)を規制している地域となっており、これまでは分家住宅や農家住宅などの一部の開発行為以外は認められていませんでした。

そこで、本市では市街化調整区域における開発行為の許可基準に関する 条例を制定し、既存集落内やその周辺で、特定の人に限らず、住宅等の建 築が可能となりましたので、その内容をお知らせします。

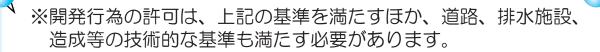
> 平成22年4月 **佐野市**

規制緩和の目的

- ○既存集落の地域のコミュニティの維持と活性化を図ります。
- ○多様な住宅ニーズにこたえ、ゆとりある低密度な居住環境を提供します。

2 緩和される開発行為

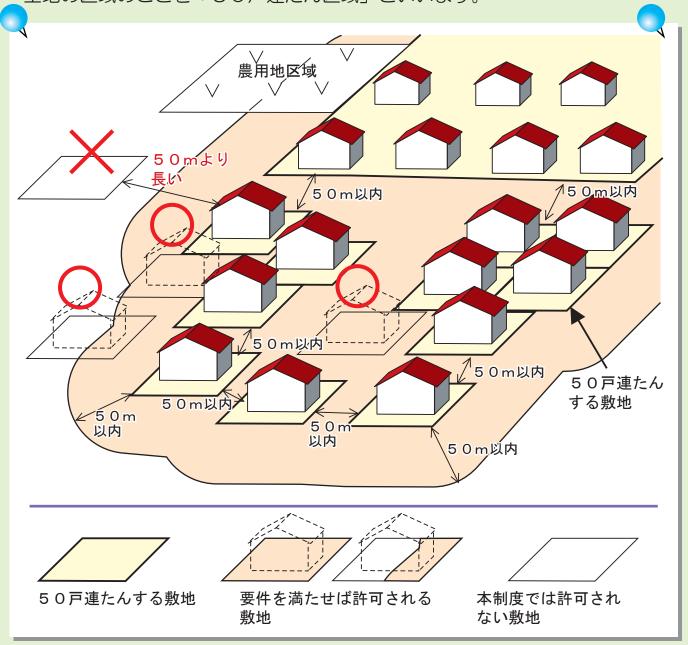
項目	内 容
手続き	本制度では、属人性を問わず、誰でも開発許可を受けることができます。 (属人性とは、親族や15年以上の居住実績があること等)
許可の対象となる区域	50戸連たん区域であること。 ※ただし、優良農地や保安林、災害の発生の恐れのある区域は除かれます。
接する道路の条件	幅員4m以上(自己用一戸建て住宅を除く)
建てられるもの	・一戸建ての住宅(貸家は除く。) ・自己用の店舗等兼用住宅 ・自己用の店舗 ※既存宅地の場合は、下記の建築物も可能。(既存宅 地とは→4に記載) ・専用住宅 ・共同住宅(アパート)
宅地分譲について	許可対象となります。ただし接続する道路は、6m以上の幅員が必要です。 ※既存宅地の場合は、接続する道路は4m以上の道路幅員で許可可能となります。(既存宅地とは→4に記載)
一宅地の敷地面積	200㎡以上500㎡以下 ※市長が認める場合は、この限りではありません。
高さ制限	1 Om以下





3 「50戸連たん区域」とは

おおむね50以上の建築物の敷地が、原則50m以内の間隔で連たんしている土地の区域のことを「50戸連たん区域」といいます。



4

「既存宅地」とは

50戸連たん区域内で、昭和45年10月1日の都市計画法による線引き前から宅地である土地のことを指します。

5

「兼用住宅及び小規模店舗として建てられる主な業種」とは

○住宅と兼用して建てられる主な業種

- ①事務所
- ②日用品の販売店舗、食堂、喫茶店
- ③理髪店、美容院、建具屋、自転車店、家庭電気器具店などのサービス業用店舗
- ④パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋などの自家販売の食品製造、加工 業用店舗

〇小規模店舗として建てられる主な業種

上記のうち234の店舗



- ※①の用途に供する部分の床面積は50㎡以内、かつ建築物の床面積の2分の1未満
- ※234の用途に供する部分の床面積は150㎡以内で2階以下作業場の合計床面積は、50㎡以内
 - 原動機を使用する場合は、その出力の合計がO.75kW以下
- ※建築基準法別表第2(い)の項第2号又は(ろ)の項第2号に掲げる 自己用のもの



道路の定義

「道路」とは、建築基準法第42条に定める幅員4m以上のものを指します。

7

農地転用との関係

市街化調整区域の農地を、農地以外に転用する際は許可が必要となりますが、この開発規制を緩和する条例によって、農地転用基準が緩和されるなどの特例はありません。

また、農業振興地域内の農用地区域などの優良な農地は、この開発規制を緩和する条例の対象となりませんので、本制度による開発行為はできません。

8

許可対象となる区域のイメージ



建てられる建築物

本制度による許可は受けられません。

本制度による許可は受けられません。 (ただし、自己用ー戸建て住宅は、建築基準法第42条第2項の 道路であっても建築が可能)

- ・一戸建ての住宅(貸家は除く。)
- ・自己用の店舗等兼用住宅
- ・自己用の店舗
- ・一戸建ての住宅(貸家は除く。)
- ・自己用の店舗等兼用住宅
- ・自己用の店舗
- ◎宅地分譲も可能
- ・専用住宅
- ・自己用の店舗等兼用住宅
- ・自己用の店舗
- ・共同住宅
- ◎宅地分譲も可能

● 問い合わせ先 ●

佐野市都市建設部都市計画課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

TEL 0283-20-3100 FAX 0283-20-3035

E-mail: toshi@city.sano.lg.jp